

償却資産の 申告について

償却資産は固定資産税の課税対象です。

市内に事業用の償却資産を所有している法人または個人の事業者は、毎年1月1日現在の所有状況を市長に申告することが義務づけられています。令和3年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を申告してください。

申告が必要な人＝

- 令和3年1月1日現在、市内で事業をしている法人または個人
- 令和3年1月1日現在、市内の事業者に事業用資産を貸し付けている法人または個人

提出期限＝2月1日(月)

提出方法＝郵送または直接、税務課(窓口107番)へeLTAXでも提出できます

※申告用紙・申告の手引きは市のホームページからダウンロードできます。

◆固定資産税(償却資産)について

申告義務者＝地方税法第383条の規定により、1月1日現在における償却資産の所有者は申告義務があります

免税点＝課税標準額が150万円未満の場合は課税されません

ただし、150万円未満であっても申告は必要です

税額＝課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額です

申告調査について＝未申告の場合や申告内容の確認のために地方税法第353条および第408条に基づいて申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています

申告調査について、ご理解・ご協力をお願いします

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)

特殊詐欺にご注意ください！ ～郡山警察署からのお知らせ～

大和郡山市内において、「還付金がある」「キャッシュカードを預かる」などの手口による特殊詐欺被害が急増しています。

犯人は、市役所職員・銀行員・警察官などを騙り、あなたの自宅へ訪れ、キャッシュカードをだまし取ります。市役所職員・銀行員・警察官はキャッシュカードを絶対にあずかりません！

こんな時は、必ず下記へ連絡してください！

問合せ＝郡山警察署(☎56-0110) (市民安全課)

後期高齢者医療保険料の 納付額の確認について

令和2年中(2020年1月1日～12月31日まで)にお支払いいただいた後期高齢者医療保険料の納付額確認書を希望する人に交付します。

1月20日(水)以降に、電話か直接、保険年金課医療係(窓口101番)で申請してください。

なお、窓口での交付の場合は、申請者の本人確認できるもの(運転免許証等)の提示をお願いします。申請者が代理の場合は、あわせて委任状等が必要です。

また、すでに交付希望の申請をいただいている人には、1月20日(水)頃に発送します。

※保険料のお支払いが特別徴収(年金天引き)の人は、年金保険者から送付される「公的年金等源泉徴収票」で保険料納付額を確認できます。

問合せ＝保険年金課 医療係(内線327・328)

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書・源泉徴収票を送付します

対象となる人には、下記のとおり日本年金機構より郵送します。所得税や市県民税等の申告時に添付する必要がありますので、なくさずにお持ちください。

◆「控除証明書」の送付

対象＝令和2年10月1日～12月31日の間に、昨年初めて国民年金保険料を納付した人

発送時期＝令和3年2月初旬

◆「源泉徴収票」の送付

対象＝令和2年1月～12月までに老齢年金を受け取っている人全員

発送時期＝令和3年1月下旬

※「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

※源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

(保険年金課)

認知症サポーター養成講座 in 図書館(参加無料・要申込)

認知症の症状や予防、対応などの基礎知識のほか、認知症関連図書の紹介・朗読を行います。

日時＝2月10日(水) 14時～16時

場所＝市立図書館 2階 集会展示室

定員＝10人(申し込み先着順)

申込・問合せ＝地域包括支援センター(☎55-7733)